

平成 27 年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成 28 年 7 月 11 日  
大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成 27 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 22 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理に関して、平成 27 年度本機構において該当はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 当機構における環境配慮契約の推進は、「グリーン調達推進体制」をもって推進し、かつ、機構内に設置された「環境・地球温暖化対策推進会議」を活用することとしている。
- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう、関係部署に対して周知を図った。